



# 島根県報

平成17年 8月26日 (金)

第 1,704 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地 域 福 祉 課) 4

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 ( " ) 4

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出 ( " ) 4

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 5

土地改良区の定款変更の認可 ( 2 件 ) (農 村 整 備 課) 5

換地処分 ( " ) 5

土地改良事業施行の同意 ( " ) 5

保安林の指定の解除 (森 林 整 備 課) 6

保安林予定森林 ( 3 件 ) ( " ) 6

平成17年度地籍調査事業の決定の一部変更 (用 地 対 策 課) 7

湾岸法の規定に基づく公聴会の開催 (港 湾 空 港 課) 7

### 訓 令

浜田ダム操作規則の一部改正 (河 川 課) 8

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 ( 2 件 ) (環 境 生 活 総 務 課) 11

土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都 市 計 画 課) 12

開発行為に関する工事の完了 ( " ) 13

### 特定調達公告

指紋自動識別システム賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等 (警 察 本 部) 13

## 公布された条例等のあらまし

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 (規則第101号)

### 1 規則の概要

(1) 木材産業経営環境変化対応特別資金及び林業経営安定化促進資金の廃止並びに経営高度化促進資金のうち新商品普及促進資金を廃止することとした。(別表関係)

(2) 新規市場開拓支援資金及び高性能住宅資材供給資金の追加並びに経営高度化促進資金のうち素材生産促進資金を追加することとした。(別表関係)

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第101号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「木材産業経営環境変化対応特別資金」を「新規市場開拓支援資金、高性能住宅資材供給資金」に、「経営高度化促進資金又は林業経営安定化促進資金」を「又は経営高度化促進資金」に改める。

第3条第1項第1号中「木材産業経営環境変化対応特別資金」を「新規市場開拓支援資金、高性能住宅資材供給資金」に改め、同項第2号中「及び林業経営安定化促進資金」を削る。

別表中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次のように加える。

6 新規市場開拓支援資金	素材生産合理化資金又は製品流通合理化資金を借り受けすることができる者のうち、木材の生産が停滞している地域として知事が別に定めた地域において生産される木材を利用して事業を行う者が新規市場の開拓等に対応して行う素材生産、素材若しくは木材製品の引取り又は加工を行うために必要な短期運転資金	1 立木、素材又は製材等の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、作業道の開設又は改良に必要な費用、集運材のための機械又は施設の使用料及び作業労賃並びに素材又は製材等の引取りに必要な輸送費 2 木材の加工を行うのに必要な資金 3 従来取引のなかった新規市場又は新規の木材若しくは木製品の取引事業者の開拓に必要な資金	1 利率 年1.4パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 1億円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、2億円）
-----------------	---	--	---

別表第9号を削り、同表第8号中

3	木材加工資金 知事が別に定めるものが木材加工を行うために必要な短期運転資金	作業労賃、電力費、燃料、減価償却費その他の木材を加工するために必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	1 利率 年1.4パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 5千万円
4	木材需要拡大資金 森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者の組織する団体で知事が別に定めるものが木材の需要拡大に資する活動を行うために必要な短期運転資金	展示施設の借料、出展費、カタログ製作費、展示施設の維持に必要な人件費等	1 利率 年1.4パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 1千万円
5	新商品普及促進資金 森林組合、森林組合連合会又は	作業労賃、電力費、燃料、減価償却費その他の新商品の普及促進に必要	1 利率 年1.4パーセント

木材製造業を営む者若しくはその組織する団体で知事が別に定めるものが新商品の普及促進を行うために必要な短期運転資金	な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	2 償還期限 1 年以内 3 貸付限度額 2 千万円
--	-------------------------------	-------------------------------------

を

3 素材生産促進資金 森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者若しくはその組織する団体で知事が別に定めるものが、素材生産の計画的な事業を行うために必要な短期運転資金	素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、集運材のための機械又は施設の使用料及び作業労賃	1 利率 年1.4パーセント 2 償還期限 1 年以内 3 貸付限度額 1 億円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、2 億円）
4 木材加工資金 知事が別に定めるものが木材加工を行うために必要な短期運転資金	作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するために必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	1 利率 年1.4パーセント 2 償還期限 1 年以内 3 貸付限度額 5 千万円
5 木材需要拡大資金 森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者の組織する団体で知事が別に定めるものが木材の需要拡大に資する活動を行うために必要な短期運転資金	展示施設の借料、出展費、カタログ製作費、展示施設の維持に必要な人件費等	1 利率 年1.4パーセント 2 償還期限 1 年以内 3 貸付限度額 1 千万円

に改め、同号を同表第 9 号とし、同表中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次のように加える。

7 高性能住宅資材供給資金	森林組合等（その他知事が定める事業体を含む。）であって高性能住宅資材の製造又は開発に取り組む者として知事が別に定めるものが、素材生産、素材若しくは木材製品の引取り又は高性能住宅資材の製造又は開発を行うのに必要な短期運転資金	1 立木、素材又は製材等の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び作業道の開設又は改良に必要な費用 2 集運材のための機械又は施設の使用料及び作業労賃並びに素材又は製材等の引取りに必要な輸送費 3 高性能住宅資材の製造又は開発に必要な資金	1 利率 年1.4パーセント 2 償還期限 1 年以内 3 貸付限度額 1 億円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、2 億円）
---------------	---	---	--

別表備考 2 中「木材産業経営環境変化対応特別資金にあっては平成10年度から平成16年度までの間に限り、コスト低減促進資金にあっては平成13年度から平成21年度までの間」を「コスト低減促進資金にあっては平成17年 3月31日までに認定された合理化計画に基づく融資」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の規定に基づいて貸し付けられた木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第918号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
いわもと耳鼻咽喉科医院	松江市春日町字中代188 - 1	平成17年8月1日
旭おりづる薬局	那賀郡旭町大字丸原139番地8	平成17年8月1日
メディカルカウンセリングセンター 福田クリニック	松江市学園南二丁目12番5号 HOYOパークサイドビル1F	平成17年7月1日
はっとり皮ふ科クリニック	松江市東津田町1769 - 2	平成17年7月15日

島根県告示第919号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
いわもと耳鼻咽喉科医院	松江市春日町字中代188 - 1	平成17年7月31日
メディカルカウンセリングセンター 福田クリニック	松江市学園南二丁目12番5号 HOYOパークサイドビル1F	平成17年7月1日

島根県告示第920号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
山口整形平田診療所	出雲市平田町3353番地	出雲市平田町7057番地	平成17年7月23日

島根県告示第921号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 壽光会	居宅介護支援事業所 湖水苑	出雲市湖陵町差海318番地 1	平成17年 8月12日
日本海観光株式会社	居宅介護支援事業所 敬愛苑	松江市寺町198 - 57 ポートピア松江ビル 4階	平成17年 8月18日

島根県告示第922号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡六日市町土地改良区の定款変更を平成17年 8月17日付けで認可した。

平成17年 8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第923号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大原郡木次町土地改良区の定款変更を平成17年 8月18日付けで認可した。

平成17年 8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成17年 8月16日付けで県営土地改良事業に係る金山地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第925号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成17年 8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
海士町	新開地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成17年 8月17日

島根県告示第926号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
那賀郡弥栄村大字栃木1117 - 11、1117 - 13、1117 - 15、1117 - 17、1118 - 5
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第927号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿足郡津和野町大字名賀字窪1481
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第928号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿足郡津和野町大字名賀字河上1323、1324
- 2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第929号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 8 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町紙祖口766 - 4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第930号

平成17年度地籍調査事業の決定（平成17年島根県告示第549号）の一部を次のように改正し、平成17年 8 月26日から施行する。

平成17年 8 月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表津和野町の項を次のように改める。

津和野町	三歩市 中山 長福	交付決定の日から平成18年 3 月31日まで
------	-----------------	------------------------

島根県告示第931号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の 2 第 2 項の規定により、港湾隣接地域の指定について、次のとおり公聴会を

開催する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定港湾名

浜田港

2 日時

平成17年9月4日 午後2時

3 場所

浜田市日脚町984番地 日脚町児童館

4 指定予定地域

地区名	地 域
日脚地区	<p>基点1から基点11までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、基点11と補助点4を結んだ線及び補助点1から補助点4までを順次結んだ線により囲まれた陸域</p> <p>(点の表示)</p> <p>基点1 島根県浜田市日脚町1378番地10地先1号標柱の点</p> <p>基点2 基点1から237度27分14秒 11.7メートルの点</p> <p>基点3 基点2から267度08分15秒 21.9メートルの点</p> <p>基点4 基点3から248度47分01秒 81.8メートルの点</p> <p>基点5 基点4から157度04分01秒 0.9メートルの点</p> <p>基点6 基点5から248度32分53秒 45.4メートルの点</p> <p>基点7 基点6から248度33分54秒 71.1メートルの点</p> <p>基点8 基点7から250度31分20秒 21.4メートルの点</p> <p>基点9 基点8から254度50分03秒 24.6メートルの点</p> <p>基点10 基点9から259度27分51秒 23.1メートルの点</p> <p>基点11 基点10から261度14分37秒 102.4メートルの点</p> <p>補助点1 基点1から296度29分23秒 71.2メートルの点</p> <p>補助点2 基点1から342度50分50秒 185.4メートルの点</p> <p>補助点3 基点7から342度50分50秒 247.6メートルの点</p> <p>補助点4 基点11から342度50分50秒 230.0メートルの点</p>

訓 令

島根県訓令第19号

土 木 部  
浜田土木建築事務所

浜田ダム操作規則(昭和45年島根県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部  
浜田土木建築事務所」に改める。

目次中「第10条」を「第9条」に、「第11条・第12条」を「第10条・第11条」に、「第13条 - 第20条」を「第12条 - 第19条」に、「第21条」を「第20条」に改め、



「第6章 ゲートの操作(第27条 - 第29条)

第7章 点検整備等(第30条・第31条)

第8章 記録等(第32条 - 第34条)

第9章 雑則(第35条)

第1条中「規則」を「訓令」に改める。

第4条の見出しを「(洪水期及び非洪水期)」に改め、同条中「洪水期間」を「洪水期」に、「非洪水期間」を「非洪水期」に、「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同条第1号及び第2号中「まで」の次に「の期間」を加える。

第5条の見出し中「の測定」を削り、同条中「の水位」の次に「(以下「水位」という。)」を加え、「により測定」を「の測定結果に基づき算出」に改める。

第6条中「139.50メートル」を「139.5メートル」に、「第16条」を「第15条」に、「第18条」を「第17条」に改める。

第7条を次のように改める。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高142.5メートルとし、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、水位をこれより上昇させてはならない。

第8条中「洪水期間」を「洪水期」に、「最高水位(以下「制限水位」という。)」を「制限水位」に、「126.00メートル」を「126.0メートル」に、「第16条」を「第15条」に、「第18条」を「第17条」に改める。

第9条を削る。

第10条中「114.60メートル」を「114.6メートル」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項を次のように改める。

洪水調節は、標高114.6メートルから標高142.5メートルまでの容量435万立方メートルを利用して行うものとする。

第11条第2項中「洪水期間」を「洪水期」に、「126.00メートル」を「126.0メートル」に、「142.50メートル」を「142.5メートル」に、「容量最大」を「容量」に、「非洪水期間」を「非洪水期」に、「139.50メートル」を「139.5メートル」に改め、第3章中同条を第10条とする。

第12条中「洪水期間」を「洪水期」に、「114.60メートル」を「114.6メートル」に、「126.00メートル」を「126.0メートル」に、「容量最大」を「容量」に、「非洪水期間」を「非洪水期」に、「139.50メートル」を「139.5メートル」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「浜田ダム管理事務所長」を「浜田土木建築事務所長」に、「場合において」を「とき」に、「とらなければ」を「執らなければ」に改め、同条第1号中「から」の次に「浜田地区において」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) その他浜田ダム操作細則(平成17年8月26日訓河第561号。以下「細則」という。)に定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

第13条に次の1項を加える。

2 所長は、第17条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

第4章中第13条を第12条とする。

第14条中「とった」を「執った」に、「ただちに」を「直ちに」に、「とらなければ」を「執らなければ」に改め、同条第1号中「、浜田土木事務所」を削り、「、浜田川発電所(以下「発電所」という。)その他の」を「その他細則で定める」に、「並びに気象」を「、気象」に、「及び情報」を「並びに情報」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「たて」を「立て」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「とる」を「執る」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第13条とする。

第15条中「前条第3号」を「前条第2号」に、「こえて」を「超えて」に、「、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない」を「毎秒130立方メートルを限度としてダムから放流を行うものとする」に改め、同条を第14条とする。

「第6章 点検、整備等(第27条 - 第29条)

を第7章 雑則(第30条)

に改める。

附則

」

第16条を第15条とする。

第17条中「洪水期間」を「洪水期」に、「非洪水期間」を「非洪水期」に、「こえて」を「超えて」に、「下流に支障を与えない程度の流量」を「毎秒130立方メートルの水量」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「おいては、」の次に「細則で定めるところにより」を加え、同条を第17条とする。

第19条中「所長は、」の次に「細則で定めるところにより」を加え、同条を第18条とする。

第20条中「努めなければならない」を「努めるものとする」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「次の各号のいずれかに該当する場合に限り、」を「第6条から第8条まで、第14条から第17条まで及び第23条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「非洪水期間から洪水期間に移る」を「第4条に掲げる非洪水期から洪水期に移行する」に、「制限水位に」を「制限水位まで」に改め、同条を同条第1号とし、同条第4号から第9号までを削り、同条第10号中「第30条の規定によりゲート」を「第27条第1項の規定により、ゲート等」に改め、同条を同条第2号とし、同条第11号中「その他」を「前2号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより」に改め、同条を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒130立方メートルとする。

第5章中第21条を第20条とする。

第22条中「放流により」を「細則で定めるところにより放流によって」に改め、「、かつ、放流が無効放流とならないよう」を削り、同条を第21条とする。

第23条中「次の各号に掲げる量から発電所の使用水量（毎秒2.3立方メートル以内）を控除した量をこえないようにしなければならない」を「第14条から第16条まで、第20条第2項及び次条に規定する場合においては当該規定に定める量、その他の場合においては流入量に相当する量から浜田川発電所の使用水量（毎秒2.3立方メートル以内）を控除した量を超えてはならない」に改め、同条各号を削り、同条を第22条とする。

第24条中「流入量の範囲内において」を削り、「別表第1」を「別表」に、「下流既得用水量の範囲内の流量」を「水量」に、「必要な流量をダムより」を「流入量の範囲内において必要な流水をダムから」に改め、同条を第23条とする。

第25条第1項中「発電所」を「浜田川発電所」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、ダムからの放流量が第20条第1項及び前条の規定による放流であるときは、あらかじめ島根県企業局西部事務所に連絡するものとする。

第25条を第24条とする。

第26条第1項中「によって貯留された流水を」を「から」に、「特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第32条の規定に準じて」を「細則で定めるところにより」に、「とらなければ」を「執らなければ」に改め、同条第2項を削り、同条を第25条とし、第5章中同条の次に次の1条を加える。

（ゲート等の操作）

第26条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章を削る。

第7章の章名中「点検整備等」を「点検、整備等」に改める。

第30条の見出し中「点検」を「計測、点検」に改め、同条第1項中「次の各号に掲げる」を「ダム、貯水池及びダムに係る」に改め、「ため」の次に「必要な計測、」を加え、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

第30条を第27条とする。

第31条の見出しを「（観測）」に改め、同条中「別表第2に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定」を「ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第31条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

（記録）

第29条 所長は、ゲート等进行操作し、第27条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第 7 章を第 6 章とし、同章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 雑則

( 細 則 )

第30条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、細則で定める。

第 8 章及び第 9 章を削る。

別表第 1 中「別表第 1 」を「別表第 1 ( 第23条関係 ) 」に、

取水期間	最大必要水量 <sup>m<sup>3</sup>/s</sup>	かんがい期 ( m <sup>3</sup> /s ) 4 月10日 ~ 9 月20日	非かんがい期 ( m <sup>3</sup> /s ) 9 月21日 ~ 4 月 9 日
常時	0.103	0.103	0.103
6 月 1 日から 9 月30日	0.129	0.018	0.015
”	0.028	0.002	0.002
”	0.038	0.006	0.006
”	0.020	0.020	0.020
”	0.035	0.035	0.035
”	0.018	0.018	0.018

を

に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

この訓令は、平成17年 8月26日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法 ( 平成10年法律第 7 号 ) 第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 8月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 松江ツーリズム研究会

3 代表者の氏名

山本素久

4 主たる事務所の所在地

松江市東本町五丁目31番地 1

5 定款に記載された目的

本会は、観光客のニーズに適合したきめ細やかな活動を展開し、合併によってより大きくなった観光立市・松江の発展に取り組みます。そのために、関連する組織と連携・協働しながら、新松江市の観光イメージを高めるとともに、周辺市町村との連携を深め、地域の活性化に寄与します。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年8月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ガンをいっしょに考えるTakeCare

3 代表者の氏名

岩津邦子

4 主たる事務所の所在地

松江市西津田六丁目8番11号

5 定款に記載された目的

この法人は、ガン患者とその家族に対して電話相談をはじめとする緩和ケアに関する事業を行い、また福祉や医療の場において緩和ケアを必要とする人々に対してボランティア活動を行うことによって、ガン患者とその家族を支援するネットワークづくりを目指し、全ての人が人としての尊厳を保ちながら暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地区画整理組合の名称

斐川町神立土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成13年9月14日から平成18年3月31日まで

3 施行地区

簸川郡斐川町大字併川の一部

4 事務所の所在地

簸川郡斐川町大字併川1641番地 1

5 設立認可の年月日

平成13年 9月14日

6 変更認可の年月日

平成17年 8月26日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 8月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字出雲郷字町後247番 1 外 7 筆

面積 1,903.7平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字出雲郷747番地 1

有限会社藤谷産業

代表取締役 古藤武好

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成17年 8月26日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 件名

指紋自動識別システム賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町 8 番地 1

3 落札者を決定した日

平成17年 7月22日

4 落札者の氏名及び住所

N E C リース株式会社 中国支店

広島県広島市中区紙屋町 2 丁目 2 - 12

5 落札金額

194,544,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年 6月 7 日

